

## 「電波政策ビジョン懇談会」開催要綱

### 1 目的

電波は有限希少な国民共有の資源であり、これを有効に利用するとともに、その便益が広く国民に及び、我が国経済と社会を活性化することが重要である。

我が国では、現在、1億4千万局以上の無線局が免許を受けて開設され、さらに多くの免許不要局（登録局、無線LAN等の小電力無線局、発射する電波が微弱な無線局等）が開設されている。電波利用技術は高度化し、スマートフォンを含む無線通信ネットワークは国民の日常生活や社会経済活動の最も重要な基盤を構築するまでに至っている。

また、高齢化等によって社会構造も変化しており、スマートシティ、スマートメーター等のM2M通信等、電波利用の新たなニーズが高まっている。

このような状況を踏まえ、総務省では、電波ひっ迫解消のための政策の抜本的な見直し、世界最先端のワイヤレス（モバイル）立国の実現・維持を図るべく、新しい電波利用の姿等についてより具体的に議論を行うことを目的として、本懇談会を開催する。

### 2 名称

本懇談会は、「電波政策ビジョン懇談会」と称する。

### 3 検討事項

無線通信の高度化への期待及びニーズが高まる中であって、①電波ひっ迫解消のための政策の抜本的な見直し、②世界最先端のワイヤレス（モバイル）立国の実現・維持（Wireless JAPAN）のため、以下の論点について検討する。

- (1) 新しい電波利用の姿
- (2) 新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策
- (3) 電波利用を支える産業の在り方

### 4 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、総務副大臣（情報通信担当）及び総務大臣政務官（情報通信担当）が主催する。
- (2) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本懇談会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は構成員の互選により定め、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本懇談会は、座長が運営する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (7) 本懇談会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 議事の公開

- (1) 本懇談会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (2) 座長が必要性を認める場合は、非公開とすることができる。
- (3) 本懇談会の会議については、原則として、議事要旨を作成し、公開する。

6 開催期間

本懇談会の開催期間は、平成26年12月までを目途とする。

7 庶務

本懇談会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「電波政策ビジョン懇談会」構成員 一覧

(敬称略、五十音順)

荒川 薫	明治大学総合数理学部教授
大木 一夫	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会専務理事
大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
清原 聖子	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
近藤 則子	老テク研究会事務局長
関口 和一	日本経済新聞社論説委員兼産業部編集委員
多賀谷 一照	獨協大学法学部教授
中村 秀治	株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長
服部 武	上智大学理工学部客員教授
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授
藤原 洋	株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長
三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授
山田 澤明	株式会社野村総合研究所常勤監査役
吉川 尚宏	A.T.カーニー株式会社パートナー